

国際課税委員会第 102 回会議議事録

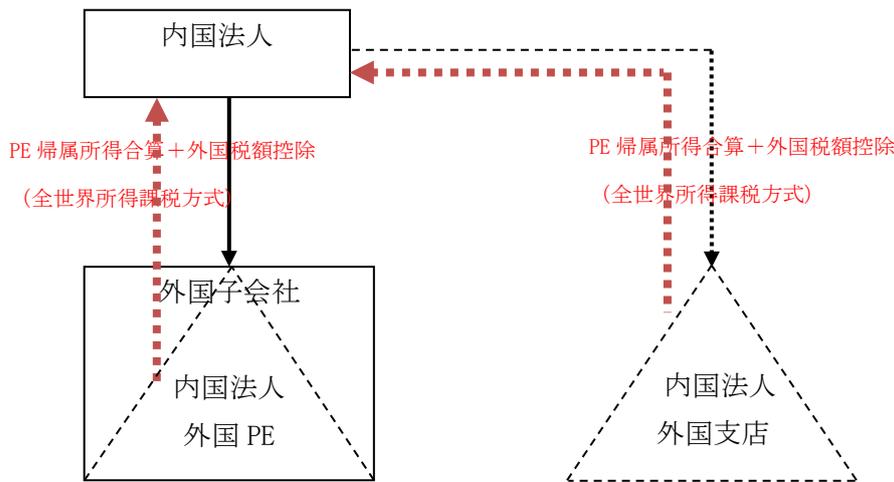
平成 29 年 7 月 11 日、(株)ユナイテッド・パートナーズ会計事務所・代表取締役の西村善朗さんから「PE 帰属所得計算の実務と課題—平成 28 年 7 月 4 日公開草案事例を検討する」と題する講演を頂きました。(本議事録は、西村善朗さんに全面的に手伝っていただきました)

講演資料は、添付の通り構成されています。(一部添付省略)

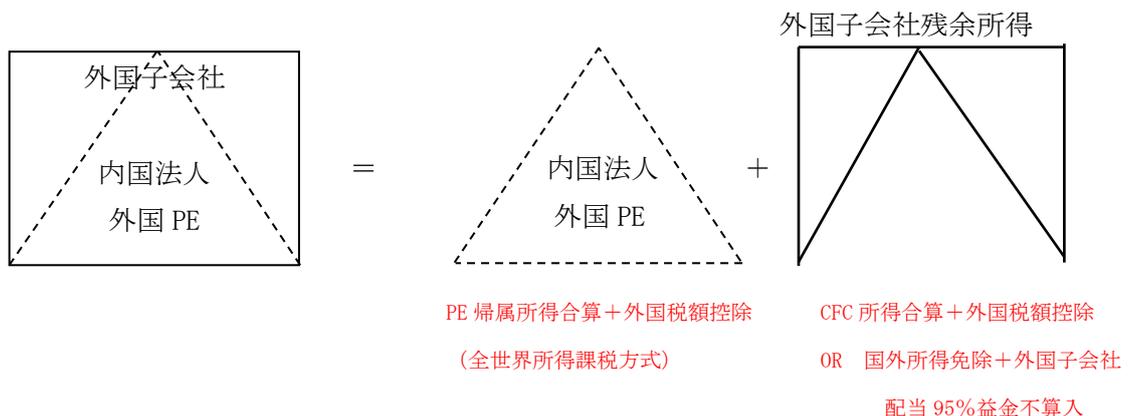
1. PE 帰属所得計算の実務と課題
2. PE 帰属所得計算に関する追加ガイダンス A (外国法人—外国法人 PE 付日本子会社)
3. PE 帰属所得計算に関する追加ガイダンス B (内国法人—内国法人 PE 付外国子会社)

本件講演にて強調した第一の論点は以下のとおり。

- (1) 我が国は、原則として、内国法人の課税所得の範囲について、内国法人の外国支店所得は勿論、内国法人の外国子会社内に認定する、外国 PE 帰属所得についても全世界所得課税を採用しており、その事実が、次のような所得計算の煩雑さを招いている。



帰属主義を忠実に行うと外国子会社の課税所得の因数分解が必要となるのでは？



上記問題提起につき、次のような議論が行われた。

- ✓ 煩雑な所得調整計算を緩和させるために、EU 諸国のように、内国法人の国外支店を含めた、国外 PE につき国外免除方式を適用すべきでないか？（森信教授）
- ✓ 本支店間及び本店外国 PE 間の取引については移転価格税制の適用により所得配分の合理性は担保されるため、EU 型の国外 PE 所得も含めた全面的な国外免除方式を採用しても我が国の国際課税方式として問題ないのではないか？（田近教授）
- ✓ そもそも内国法人の外国 PE を申告する事例など存在するのか？
- ✓ 東南アジア諸国等の国では、BEPS の議論を受けて、積極的に、所得源泉地国の PE 認定及び PE 帰属所得課税が行われていることから、消極的な要因から外国子会社内の内国法人外国 PE 問題を考えなければならない事例が生じるであろう。
- ✓ 事後的に PE 認定された場合、後付けで、移転価格税制を矛盾なく適用することはできないため、結局、外国子会社内の内国法人外国 PE 問題について、源泉地国の PE 課税を受ける蓋然性を予測して、結局、考慮する必要があるのではないか？

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。